

設問 1

(1) 司法警察職員は、現行犯逮捕する場合において必要があるときは、無令状で逮捕の現場で搜索、差押えをすることができる(刑訴法(以下略) 220条1項前段2号、3項)ところ、これに該当すれば差押えは適法である。以下で検討する。

逮捕に伴って無令状で搜索差押が許容されるのは、逮捕の現場には証拠存在の蓋然性が認められるため、証拠保全のために令状主義の合理的な例外として認められるからである。したがって、搜索差押の許容範囲は、緊急的行為に限定されるわけではなく、搜索差押の一般原則による。具体的には、差押対象物は、逮捕の原因たる被疑事実に関連する物件に限定される。本件では、司法警察職員である警察官Kらが、Xを覚醒剤所持の事実により現行犯逮捕すると同時に各物件を差押えている。逮捕の原因たる覚醒剤所持の事実に対し、各物件は、覚醒剤の注射などに使用されるもの一式であるから、上記要件は満たす。

また、「逮捕の現場」は、搜索差押許可状を請求すれば許容されるであろう相当な範囲、具体的には、逮捕場所と管理権を同一にする場所的範囲であると考えべきである。本件では、搜索を先にしてから、Xを現行犯逮捕すると同時に各物件を差押えている。事前搜索は可能かが問題となる。逮捕着手時の前後関係によって、証拠存在の蓋然性、必要性の程度が変化するわけではなく、特に區別する理由はないから、逮捕前の搜索も許されると解する。ただし、搜索差押は、逮捕を前提として許されるのであるから、時間的場所

場所的範囲は主として搜索について問題となるため、詳しく論じよう
とするとこのようになるが、本問では差押えの適法性が問題とされて
いるため簡潔に触れば足りる。むしろ、時間的範囲について検討す
べき。

1 的接着性は必要であるところ、本件は時間的にも接着し、場所も同
2 一の場所であるから許される。

3 以上より、本件差押えは、適法である。

4 (2) 司法警察職員は令状により、差押、搜索をすることができ、
5 令状には、罪名や搜索場所や差押さえるべき物を記載しなければな
6 らない(218条1項、219条1項)。

7 本件では、警察官Kらは、傷害事実を被疑事実とする搜索差押令
8 状の執行により、傷害事実と覚醒剤所持の事実の両事実に関連する
9 覚醒剤等の各物件を発見して差し押さえている。

10 しかし、これが、専ら覚醒剤所持の事実の証拠として用いること
11 を目的とした搜索差押であるにもかかわらず、形式上傷害の事実で
12 の搜索差押の手続を利用して行われているから、別件搜索差押とし
13 て違法とすべきでないかが問題となる。

14 ここで、別件での搜索差押の要件が形式上、具備されている以上
15 、違法とされないと解する。

16 また、令状の差押え対象が概括的記載となっているところ、本件
17 に関係ありという限定があり、具体的例示を伴っているから、許容
18 されると解する。

19 そして、Kらは、Xの押入れを開けたり、ぬいぐるみを壊してそ
20 の中を調べたりしているが、これは、捜査上の利益の程度と搜索差
21 押によって生じる権利侵害の程度が明らかに均衡を欠き、必要性、
22 相当性が否定されないか問題となる。これについて、覚醒剤の隠し
23 場所として予想される場所を隅々まで調べているのであるから、傷

別件差押えに着目した点はよい。ただし、別件差押えは、「捜査機関が専ら別罪の証拠に利用する目的で差押え許可状に明示された物を差し押さえること」に当たるとは違法なので（最高裁昭和51年判決）、前提問題として、まず、令状記載の差押え対象物に当たるか否かをまず検討し、当たるとしても、種々の事情から、「専ら別罪の証拠に利用する目的」が認定されるかどうかを検討する必要がある。

害の事実に基づく捜索であることを考慮すると、ぬいぐるみを壊してその中を調べることは、相当性を欠くと解する。

以上より、比例原則違反より、本件差押えは不適法である。

設問2 この事情は、捜査官の「目的」を推認させるものとして挙げる方がよい。

本件では、Xが覚醒剤使用日時、場所を異にする供述をしている。検察官Pは、Xの供述の変更があったため、訴因変更を請求している。

裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、訴因変更を許さなければならない（312条1項）。

公訴事実の同一性は、訴因変更の限界を画すると同時に、二重起訴や不告不理違反となる範囲および一事不再理効の及ぶ範囲を画する機能を持つ。このような観点からすれば、両訴因の犯罪を構成する基本的事実関係が社会通念上同一とみとめられれば、公訴事実の同一性が認められる。また、両訴因が犯罪事実として両立しえない
判例は、「基本的事実関係の同一性」の有無を、共通性基準 + 非両立性基準で判断している。かどうかにも補充的に検討すべきである。

本件では、覚せい剤使用につき基本的事実が同一である。

しかし、令和6年令11月18日に覚醒剤成分がXの身体から検出されたため、覚せい剤を使用したのが、令和6年11月15日か、同年11月16日かは不明であり、また、覚醒剤の使用場所も異なり、一回限りの覚せい剤使用かどうかは供述からは不明であるから、複数回使用した可能性もある。複数回の使用が認められる場合には、犯罪事実が両立するかないかの判断は困難である。

使用が一回か複数かを問題としている点はよいが、上で立てた規範判断基準との関係が不明。「社会通念上同一」とか「両立するかどうか」といった基準はどこに行った？

1 もっとも、本件では、被告人Xの供述の変遷が同一の使用行為に
2 関するものであることがうかがえる。また、検察官Pもそのことを
3 前提として訴因の変更を請求したのであるから、両訴因の間に公訴
4 事実の同一性を肯定すべきである。 B

5 以上より、公訴事実の同一性が認められるから、裁判所は訴因変
6 更請求について、認めるべきである。

7 以上